

## 再生土等の埋立て等に係る行政指導指針

### 第1 総論

#### 1 目的

この行政指導指針は、埋立て等による土壌、地下水等の汚染及び崩落等の災害（以下「土壌の汚染等」という。）の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境の保全に資するため、埋立て等に係る行政指導に共通してその内容となるべき事項を定めるものとする。

#### 2 用語の定義

- (1) 「再生土等」とは、建設汚泥その他の産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）を中間処理施設において中間処理し、有用な資材として再生したものをいう。（「廃棄物処理法」第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）
- (2) 「埋立て等」とは、再生土等を利用した土地の埋立て、盛土及びたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。以下同じ。）を行う行為をいう。
- (3) 「埋立事業者」とは、埋立て等を行う事業者をいう。

#### 3 対象事業

この行政指導指針は、埋立て等の用に供する区域の面積（以下「埋立面積」という。）が3,000平方メートル以上のものについて適用するものとする。ただし、次のいずれかに該当するものについては適用しない。

- ① 国又は地方公共団体等が行う公共工事において行う埋立て等
- ② JIS基準で定められた品質を満足する再生砕石のみを使用した埋立て等
- ③ 公的機関等によって環境安全を認証された鉄鋼スラグ製品のみを使用した埋立て等
- ④ 発生した建設汚泥を現場内で中間処理し、有用な資材として再生したもので、同一の現場において自ら利用する埋立て等

### 第2 各主体の責務

#### 1 県の責務

- ア 県は、埋立事業者等に対し、この行政指導指針に基づき行政指導を行い、県民の生活環境の保全が図られるよう努めるものとする。
- イ 県は、土壌の汚染等の発生を未然に防止するための施策の実施に当たっては、必要に応じ、市町村と連携して取り組むものとする。
- ウ 県は、市町村が行うその地域の実情に応じた土壌の汚染等の発生を未然に防止するための施策について、必要に応じ、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

#### 2 埋立事業者の責務

埋立事業者は、埋立て等の期間中、土壌の汚染等が発生しないよう、常に事業を適切に管理しなければならないものとする。また、土壌の汚染等が発生した場合は、県民の生活環境の保全に支障が生じないよう、埋立て等の期間中及びその終了後においても責任をもって対処しなければならないものとする。

### 3 中間処理業者の責務

再生土等を提供する中間処理業者（以下「中間処理業者」という。）は、埋立事業者又は再生土等の販売業者（以下「販売業者」という。）に対し、埋立て等により土壌、地下水等の汚染が生じるおそれのある再生土等を提供してはならないものとする。また、土壌、地下水等の汚染が発生し、県民の生活環境の保全に支障が生じた場合は、埋立て等の期間中及びその終了後においても責任を持って対処しなければならないものとする。

### 4 土地所有者の責務

土地の所有者は、埋立事業者に対して土地を提供しようとするときは、土壌の汚染等が発生するおそれのないことを確認するなど、周辺地域の生活環境の保全に努めるものとする。

## 第3 埋立事業者等に対する指導

### 1 指導の方針等

#### (1) 指導の方針

県は、埋立事業者等がこの行政指導指針に基づく行政指導を遵守するよう、適時適切に要請を行うものとする。

#### (2) 埋立て等の状況把握等

県は、土壌の汚染等の発生を未然に防止するため、市町村と連携して、埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な埋立て等が行われることのないよう監視及び指導するものとする。

#### (3) 検査等

県は、不適正な埋立て等が疑われる場合には、廃棄物処理法又は千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例（平成9年千葉県条例第12号。以下「残土条例」という。）に基づき次に掲げる事項を実施するものとする。

ア 土質の分析検査

イ 埋立事業者、中間処理業者、販売業者、土地所有者等への報告徴収及び立入検査

#### (4) 不適正事案への対処

県は、埋立て等を行うとしながら、産業廃棄物又は土砂等（残土条例第2条第1項に規定する土砂等をいう。）を利用した土地の埋立て、盛土及びたい積を行う行為が認められる場合には、廃棄物処理法又は残土条例に基づき厳正に対処するものとする。

### 2 埋立事業者に対する指導

#### (1) 情報の収集

県は、埋立て等について情報の収集を行うものとする。

#### (2) 協議の伝達

別表第1に定める法律又は条例に基づく許認可等の担当課又は出先機関担当課（以下「許認可等担当課等」という。）は、当該法律又は条例に基づく許認可等を行うに当たり、埋立事業者に対し、廃棄物指導課又は所管の地域振興事務所と協議を行うよう伝達するものとする。

#### (3) 計画書等の提出

県は、埋立事業者に対し、埋立て等を行う前に、埋立て等に係る計画書（別記第1号様式）及び次に掲げる添付書類（以下「計画書等」という。）を提出するよう求めるものとする。また、提出した計画書等の内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は、埋立て等に係る変更計画書（別記第2号様式）及び次に掲げる添付書類のうち変更に係るもの（以下「変更計画書等」という。）を提出するよう求めるものとする。

- ア 工事図面、事業費、埋立て等の終了後における土地の利用計画等
- イ 再生土等の性状に関するもの（要求品質に係る仕様書、安全性の確認に係る管理方法、計量証明書等）
- ウ 再生土等の売買に関するもの（売買契約書等）
- エ 資金計画書

(4) 安全基準等の遵守

県は、埋立事業者に対し、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

ア 別表第2に定める土壌の安全基準（残土条例第7条の規則で定める安全基準、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項で定める土壌含有基準及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条で規定する基準に準じて県が定める基準をいう。）に適合しない再生土等及び埋立て等の目的に応じた性状を有しない再生土等の搬入を行わないこと。

イ 埋立て等を行う区域以外の地域への再生土等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないよう、別表第3に定める埋立て等の構造基準（残土条例第12条第1項第6号の規則で定める構造上の基準に準じて県が定める基準をいう。）に適合しない埋立て等を行わないこと。また、合理的な理由なく、再生土等を高く積み上げる行為をしないこと。

ウ 埋立て等の期間中及びその終了後において、埋立て等により土壌の汚染等が発生した場合は、埋立事業者が責任を持って対処すること。

(5) 標識の掲示

県は、埋立事業者に対し、埋立て等を行う区域の公衆の見やすい場所に、埋立て等の期間中、標識（別記第3号様式）を掲げるよう求めるものとする。

(6) 立入調査等

県は、(3)により提出のあった計画書等（変更計画書等を含む。）を基に、産業廃棄物の不適正な処理が行われる疑いがないか確認を行い、監視を行うとともに、必要に応じ、再生土等の安全性を確認するため、埋立事業者、土地所有者等の同意を得て、現場への立入り、調査等を行うものとする。

(7) 完了届の提出

県は、埋立事業者に対し、埋立て等が完了したときは、埋立て等に係る完了届（別記第5号様式）を提出するよう求めるものとする。

3 中間処理業者に対する指導

県は、中間処理業者に対し、中間処理を行う産業廃棄物の種類、処理量等及び中間処理後の再生土等の種類、販売先、販売量等を実績報告書（別記第4号様式）により、県に報告するよう求めるものとする。

第4 指導体制

1 庁内連絡会議

県は、埋立て等に係る指導について連絡及び調整を行うため、関係部局で構成する庁内連絡会議を設置するものとする。当該会議の議事及び運営に関し必要な事項については、別途定める。

2 情報の提供

許認可等担当課等は、別表第1に定める法律又は条例に基づく許認可等を行うに当たり、廃棄物指導課又は所管の地域振興事務所に対し、埋立て等について情報の提供を行うものとする。

3 地区連絡会議等

各地域振興事務所の所管地域における埋立て等に係る指導については、各地域振興事務所、関係部局出先機関、管内市町村担当課等で構成する地区連絡会議等の場において、調整を行うものとする。

#### 4 廃棄物指導課と地域振興事務所の指導区分

廃棄物指導課と地域振興事務所の指導区分は、埋立行為に係る別表第1に定める法律又は条例の許認可等の権限が本庁と出先機関に分かれている場合はその区分に従うものとする。

ただし、埋立行為に係る法律又は条例がない場合は、埋立面積が10,000平方メートル以上を廃棄物指導課において、10,000平方メートル未満を地域振興事務所において指導するものとする。

#### 附 則

この行政指導指針は、平成28年9月15日から施行する。

別表第 1

環境生活部	水質保全課	土壌汚染対策法
環境生活部	自然保護課	自然公園法、千葉県立自然公園条例 自然環境保全法、千葉県自然環境保全条例
商工労働部	産業振興課	採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例
農林水産部	農地・農村振興課	農地法、農業振興地域の整備に関する法律
農林水産部	森林課	森林法、千葉県林地開発行為等の適正化に関する 条例
県土整備部	都市計画課	都市計画法、宅地造成等規制法、宅地開発事業の 基準に関する条例

別表第二（土壌溶出量基準）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本工業規格K〇一〇二（以下「規格」という。）五十五に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格三十八に定める方法（規格三十八・一・一に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表一に掲げる方法又は規格三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表二に掲げる方法）
鉛	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	規格五十四に定める方法
六価クロム	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	規格六十五・二に定める方法
砒素	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合に於ては、試験一キログラムにつき十五ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格六十一に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和五十年総理府令第三十一号）第一条第三項及び第二条に規定する方法
総水銀	検液一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表二及び昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表三に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表三に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、試験一キログラムにつき百二十五ミリグラム未満	昭和四十七年総理府令第六十六号に定める方法

ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・二二ジクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
一・二ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
シス一・二クロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
クロロエタン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
クロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・三ジクロロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
チウラム	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表四に掲げる方法
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五の第一又は第二に掲げる方法
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法

備考

セレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	規格六十七・二、六十七・三又は六十七・四に定める方法
ふっ素	検液一リットルにつき〇・八ミリグラム以下	規格三十四・一若しくは三十四・四に定める方法又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六に掲げる方法
ほう素	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	規格四十七・一若しくは四十七・三に定める方法又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモ ノマー)	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成九年環境庁告示第十号付表に掲げる方法
一・四一ジオキサ	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年環境庁告示第五十九号)付表七に掲げる方法

- 一 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成三年環境庁告示第四十六号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「再生土等」と読み替えるものとする。
- 二 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 三 有機リン(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 四 六価クロムの項目については、規格六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K〇一七〇・七の七に定める操作を行うものとする。
- 五 ふっ素の項目について、昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六に掲げる方法による測定は、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存する場合にあつては、当該方法と併せて規格三十四・一に定める蒸留操作を行うものとする。この場合において、当該蒸留操作は、平成三年環境庁告示第四十六号の例によるものとする。

(土壌含有量基準)

項目	基準値	測定方法
カドミウム及びその化合物	再生土等一キログラムにつき五十ミリグラム以下	日本工業規格K〇一〇二(以下「規格」という。)五十五に定める方法(準備操作にあつては、規格五十二の備考六に定める方法を除く。)
六価クロム化合物	再生土等一キログラムにつき百五十ミリグラム以下	規格六十五・二に定める方法(ただし、規格六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K〇一七〇一七の七のa又はbに定める操作を行うものとする。)
シアン化合物	再生土等一キログラムにつき十ミリグラム以下	規格三十八に定める方法(規格三十八・一に定める方法を除く)
水銀及びその化合物	再生土等一キログラムにつき十ミリグラム以下	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「水質環境基準告示」という。)付表1に掲げる方法
セレン及びその化合物	再生土等一キログラムにつき五十ミリグラム以下	規格六十七・二、六十七・三又は六十七・四に定める方法
鉛及びその化合物	再生土等一キログラムにつき五十ミリグラム以下	規格五十四に定める方法(準備操作にあつては、規格五十二の備考六に定める方法を除く)
砒素及びその化合物	再生土等一キログラムにつき五十ミリグラム以下	規格六十一に定める方法
ふっ素及びその化合物	再生土等一キログラムにつき四十ミリグラム以下	規格三十四・一若しくは三十四・四に定める方法又は規格三十四・c(注六第三文を除く。)に定める方法及び水質環境基準告示付表六に掲げる方法
ほう素及びその化合物	再生土等一キログラムにつき四十ミリグラム以下	規格四十七・一、四十七・三又は四十七・四に定める方法

備考

一 平成十五年環境省告示第十九号に定める方法により測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「再生土等」と読み替えるものとする。



別表第三……………埋立て等の際の構造基準

- 一 埋立て等の区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないように打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 二 著しく傾斜をしている土地において埋立て等を施工する場合には、埋立て等を施工する前の地盤と埋立て等に使用された再生土等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 三 埋立て等の高さ（埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表の再生土等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面のこう配の欄に定めるものであること。

再生土等の区分		埋立て等の高さ	のり面のこう配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第二種建設発生土と同等の品質が確保されている再生土等	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこう配
	その他	五メートルを越え、十メートル以下	垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上のこう配
	五メートル以下	垂直一メートルに対する水平距離が一・五メートル以上のこう配	

- 四 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第六条から第十条までの規定に適合すること。
- 五 埋立て等の高さが五メートル以上である場合にあっては、埋立て等の高さが五メートルごとに幅が一メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 六 埋立て等の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 七 のり面は、風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 八 埋立て等の区域（のり面を除く。）は、再生土等の飛散防止のための措置が講じられていること。